

○ 高知県警察第二機動隊の設置運営について（通達甲）

備 二 発 第 4 8 号

平成28年 2 月 26 日

【沿革】

平成28年 3 月 31 日 備二発第85号改正

平成30年 3 月 26 日 備二発第48号改正

令和 6 年 2 月 5 日 備二発第19号改正

この通達は、高知県警察第二機動隊について、設置の趣旨、任務、部隊編成等について必要な事項を定めることにより、第二機動隊の運営を適正に行うこと目的としたものです。